

第61号議案

福岡県市町村災害共済基金組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、福岡県災害共済基金組合の解散に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議の上、定めるものとする。

平成24年12月4日提出

中間市長 松下 俊男

財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、福岡県災害共済基金組合の解散に伴う財産処分を次のとおり定める。

- 1 組合を構成する市町村に帰属させる財産は、次のとおりとする。
 - (1) 普通納付金
 - (2) 任意納付金
- 2 福岡県自治振興組合に帰属させる財産は、次のとおりとする。
福岡県公営競技収益金均てん化基金

平成 年 月 日

中間市長 松下 俊男